

豚熱 (CSF) 感染拡大防止のためにご協力ください

豚熱に感染したイノシシが近隣県で継続的に確認され、千葉県内でも養豚場での発生が確認されています。もしも野生イノシシが豚熱に感染していた場合、捕獲作業者が防疫措置をせずに捕獲作業を行うことで、非意図的にウイルスを拡散させ感染を拡大させてしまう可能性があります。

このため、県内全域でイノシシの捕獲作業を行う際（捕獲できなかった場合も含め）、狩猟や許可捕獲の通常のルールに加え、以下に記載する防疫措置の内容を参考に、豚熱感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

作業時の服装について

◆血液・糞便等が付着したまま移動しないよう、服装にご注意ください。

・使い捨てゴム手袋

・防護服等

捕獲や止め刺し等の際に着用

原則防護服(夏場はポリエプロン等の着用も可能)を着用

※現地までの距離が長い場合などには、作業直前に着用。

・使い捨てマスク・保護メガネ

消毒薬等から鼻や口の粘膜、目の保護用

消毒について

◆血液・糞便等が付着した可能性がある場所は消毒してください。

	現地到着時	作業終了時	現地出発前	帰宅後
1 長靴	○	○	○	○
2 車両※1			○	
3 使用した器具※2		○	○	○
4 手袋		○	○	
5 手指			○	

※1 タイヤ・荷台・足マット等 ※2 捕獲器具、止め刺し用器具、計測器具

6.その他

・猫 犬:現地出発前、帰宅後に洗浄。(体表、足裏。可能であれば消毒薬を使用)

・リード等の道具:帰宅後に消毒

※使用する消毒薬について

逆性石鹼

用途:長靴、車両、器具、地面等

注意:適切な濃度で利用すること

有機物の付着で効果が低下するので、泥等を落として噴霧すること

消石灰

用途:地面等

注意:目等粘膜に触れないよう注意。利用する際は、土地所有者の了解を得ること

消毒用アルコール

用途:手指、防護服や作業服、器具、車内

注意:引火性があり、揮発性が高いので火気厳禁

捕獲したイノシシの処理

◆焼却処理施設等へ運搬する場合

イノシシの体表面消毒後、ブルーシート等で包み、その表面を消毒する。
また、車両で運搬する際は、積込時にビニールシートを敷く。
※ 運搬中、血液や糞等が漏出した場合消毒薬で消毒する。

◆現場で埋却する場合

1. 十分な深さの穴を掘り、消石灰を入れる
2. 死体等を置き上から消石灰を散布
3. 土で埋却し、土の表面に消石灰を散布する

◆捕獲場所周辺の消毒

地面が濡れる程度に消毒薬を噴霧（可能な場合、消石灰も散布）

その他

- ・ 帰宅後、入浴して体を十分に洗うこと
- ・ 着用した衣類等を毎回洗濯すること
- ・ 当面の間、養豚関連施設への立ち入りを自粛すること

※死亡イノシシを発見した場合は、最寄りの家畜保健衛生所又は市町村へ通報してください

※県内の豚熱の発生状況について

下記のホームページに発生情報を掲載しております。

県ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/toncholera/index.html>



※今後、感染した野生イノシシが確認された場合

確認された場所を中心に半径10kmが、**感染確認区域**に設定されます。

この場合、感染確認区域内で捕獲したイノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は原則として感染区域外に持ち出さないでください。（止め刺し後の死体等を焼却処理するため、区域外に持ち出すことは可能ですが、血液・糞便等が漏れ出ないように運搬してください。）

◇このリーフレットは「千葉県野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル」をもとに作成しております。詳しい防疫措置等は下記ホームページをご覧ください。

県ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/bouekisochi.html>



皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

～リーフレットに関するお問い合わせ先～
千葉県 環境生活部 自然保護課 狩猟・保護班
電話：043-223-2972